

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び警察本部長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 5 年 9 月 1 8 日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 木佐木 忠晶

国際園芸博覧会における工事代金不払いのない公正な契約履行の確保について

閉幕が近づく大阪・関西万博では、下請事業者への支払い遅延・不払いという深刻な問題が露呈しました。これは、大規模国際イベント特有の構造的欠陥を浮き彫りにしたと言えます。2027 年に開催される国際園芸博覧会(以下、園芸博)においても、大阪で紛争の当事者となっている GL イベントスジャパンがサプライヤーの一社に認定されており、この問題は決して対岸の火事ではありません。

園芸博の主催団体である博覧会協会の副会長という責任を負う知事は、大阪の教訓を活かし、県内中小企業とそこで働く人々を守るための具体的かつ実効性のある方策を講じる責任があります。県の出展事業のみならず、協会の事業全体を公共事業に準ずるレベルでの発注者責任を果たし、万が一の事態を未然に防ぐ制度的担保を構築するよう主導的役割を果たすことが求められています。

●知事は大阪万博で発生した工事代金不払い問題をどのように分析していますか。また、その教訓を踏まえ、園芸博における不払い等の発生を防止する上での課題は何であると認識しているか、明確な見解を伺います。

園芸博の「持続可能性に配慮した調達コード」は、下請法等の遵守を求めるものの、支払い遅延に対する罰則や、元請の債務不履行から下請を直接保護するエスクロー勘定の設置義務、履行保証保険への加入義務付け等の具体的な仕組みがありません。問題発生後の「通報受付窓口」という事後対応のみで、資金繰りに窮する中小企業を救済することは極めて困難です。一方、公共工事においては、建設業法や下請代金支払遅延等防止法に基づき、発注者には厳格な監督責任が課せられ、下請保護のための制度が整備されています。園芸博には県の予算が投入され、その経済効果は県民に還元されるべきものであり、極めて公共性の高い事業です。

●そこで知事に伺います。博覧会協会副会長として、園芸博においても公共工事で確立されているような、より実効性の高い下請保護・支払い保証制度を導入するよう博覧会協会で提案すべきと考えますが、見解を伺います。

知事は博覧会協会の副会長という要職を担っていますが、その具体的な権限と責任の範囲については明らかになっていません。事業者がトラブルに巻き込まれないようにするためにも、大阪万博で問題を起こした事業者の参加を認めるべきではないと考えます。知事は博覧会協会の副会長として、事業者の適格性審査(財務健全性、過去のコンプライアンス違反歴等)に関与し、その選定に責任を持つべきです。

●知事は協会の方針を追認するだけでなく、県民の利益を代表して、公共事業と同様な不適格事業者を排除する仕組みを提案するなど、博覧会副会長としての権限を行使すべきと考えますが、見解を伺います。

知事は、園芸博を成功に導く「推進者(協会副会長)」と、県内中小企業の利益を守る「監督者(知事)」という二つの役割を担っており、そこには潜在的な利益相反が存在します。万が一、工期に重要な影響を持つ大手事業者の下請代金支払いに問題が発覚した場合、イベントの円滑な推進と、県内中小企業の保護という二つの要請が衝突する可能性があります。

●その際、知事としてどちらの責務を優先するのか、明確な方針を伺います。

園芸博は、国、神奈川県、横浜市の積極的な関与のもとで準備が進められています。万が一、園芸博において下請業者への大規模な不払いや、博覧会全体が赤字といった事態が発生した場合、副会長である知事も無関係といえるはずがありません。

●そのような事態に陥った場合、知事は道義的・政治的にどのような責任を取るつもりなのか、またその際に、県民の税金が赤字補填に使われるなど、神奈川県の財政に直接的・間接的な影響が及ぶ可能性はないのか、県民に対して明確に説明してください。

「いのちのとりで裁判」最高裁判決を受けた神奈川県への対応について

今年 6 月 27 日、11 年にもわたって闘われた「いのちのとりで裁判」の最高裁判決が下されました。この裁判は、2013 年から 2015 年にかけて国が行った最大 10% の生活保護費基準額引き下げに対して、基準引き下げの取り消しと損害賠償を求めたものでした。最高裁判決は、2013 年から実施された生活保護基準の引き下げを違法と断じ、国の判断過程に重大な瑕疵があったことを認める歴史的な判決を下しました。

神奈川県は、この違法な国の基準に基づき、10 年以上にわたり県民に対して減額という行政処分を執行してきた直接の当事者です。

●違法な国の基準に基づき、長年にわたり県民に対し減額処分を執行してきた当事者は、神奈川県自身です。この事実をどのように受け止めていますか。この違法な処分によって憲法上の権利を侵害された全ての県民に対し、県としてどのような責任があると考えているか、見解を伺います。

また、この問題は神奈川県だけの課題ではありません。違法な減額措置による影響は全国に及んでいます。

●知事は、全国知事会などの場を通じて、他の都道府県と連携し、国に対して公式な謝罪、基準の復元、全対象者への差額の即時返還を求めるよう、主導的な役割を果たす意思はあるか伺います。

最高裁判決は、国の賠償責任は認めませんでした。自治体が行った個々の減額決定そのものを違法としました。県民にもこの影響を受けた人が少なくありません。国が具体的な救済策を示さない中、「国の指示待ち」に終始することは、司法判断を軽視し、県民の権利侵害を放置し続けることになります。この裁判の長期化により、判決を待たずに亡くなった原告は全国で 232 名にのぼります。県としてまず、こうした方々やそのご遺族に対しても、遡及して差額分が支払われるべきだと考えます。

●そこで知事は、国の動向とは別に、県独自の判断で住民救済に踏み出すべきであり、そのための法的な整理や手続きについて進めるべきだと考えますが、こうした県民救済に踏み出す意思があるのか伺います。

●救済の第一歩は、被害の全容を正確に把握することから始まります。国の対応を待つことなく、県が主体的に、県内すべての自治体で違法な減額措置の対象となった住民の総数と、返還すべき差額の総額を算出し、県民に公表する意思はありますか。あるとすれば、いつまでに実施する計画なのか伺います。

生活保護基準は、就学援助や国民健康保険料の減免など、少なくとも 47 の制度と連動しています。違法な基準引き下げは、生活保護利用者以外の多くの低所得の県民にも深刻な影響を与えた可能性があります。

●県として、これらの連動制度への影響について市町村と連携して、全庁的な調査を実施し、被害を受けた県民を救済する措置を講じる考えがあるか伺います。

二度とこのような事態を繰り返さないためには、仕組みそのものを見直すことが必要だと考えます。保護基準を第 1・十分位層との比較を考慮して決める現在の方式では生保世帯の生活実態に即していま

せん。

●そこで、現在の生活保護の算定基準である第1・十分位層との比較する手法を改めて、マーケットバスケット方式など、生保世帯の生活実態に即した算出方式に変えるよう国に求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

今回の判決は、国の方針が絶対ではなく、違法であり得ると証明しました。

●知事は今後、住民の生活実態と乖離した国の方針に対し、地方自治体の長として毅然と異議を申し立て、県民の生活を守る「防波堤」としての役割を果たすべきだと考えますが認識を伺います。

外国人優遇デマへの対応と県の多文化共生社会推進に資する広報戦略について

近年、外国人に関するさまざまなデマが流布されています。特に、「外国人に行政サービスが優遇されている」といった差別的なデマが社会に分断を持ち込む悪質な情報操作として拡散されており、神奈川県においても明確に反論する必要があります。神奈川県知事もこうした排外主義に対し「違和感がある」と表明しており、全国知事会からは「ともに生きる」とのメッセージが発せられています。

神奈川県は、全国的に見ても外国籍県民が非常に多い地域です。2025 年 1 月 1 日現在、県内には 284,889 人の外国籍県民が生活しており、これは県民の約 32 人に 1 人、人口比で 3.1%を占めます。国籍も中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと多岐にわたり多様化しています。この状況を受け、知事自身も「多様な国籍の人々と『ともに生きる』ことが神奈川県の大きな特徴である」と公言しており、多文化共生は県の最重要政策課題の一つと認識されています。

「日本国籍者よりも外国籍者が優先・優遇されている」というデマは、全く根拠がないことが明らかになっています。行政サービスの提供は国籍ではなく、居住、所得、必要性といった客観的な基準に基づいて行われています。

外国籍県民を対象とした特定の制度（例えば、高校の特別募集枠や無年金者への給付金など）が存在するのは事実ですが、これらは「優遇」とは全く性質が異なります。これらの制度は、過去の制度的欠陥や、言語・文化の壁によって生じる不利益を是正し、実質的な機会の平等を確保するための「公平性のための措置」とであると説明されています。デマを流布する側は、この「公平性のための措置」を意図的に「不公平な優遇」と歪めて伝えることで、社会に分断を生むことを目的としています。

●そこで知事に伺います。「外国籍者が行政サービスで優遇されている」等のデマが流布されていることは、県が目指す多文化共生の推進にとって大きな妨げとなります。日本国籍者と比較して外国籍者を不公平に優遇する施策はないことを、県の公式見解として明確に断言すべきと考えますが見解を伺います。また、外国籍者が利用できる行政サービスも日本国籍者と同様に、法の定めや条例等に基づき提供されていることを、人権週間などで県民に広く周知するべきと考えますが、その意思はありますか。

県は「かながわ国際施策推進指針」を策定し、外国籍県民が暮らしやすい環境整備、日本語教育の充実、相互理解の促進などを掲げています。具体的には、文化交流イベント「あーすフェスタかながわ」の開催や、外国人居住支援、医療通訳派遣システムの運営など、多岐にわたる事業を展開してきました。

しかし、ヘイトスピーチなどの差別的言動への対策は道半ばであると指摘されています。県は専門の相談窓口を設置しているものの、川崎市が制定したような罰則付きの差別禁止条例は未だ制定に至っておらず、市民団体からはより実効性のある対策を求める声が上がっています。この現状は、県内における人権保障のレベルに地域差を生じさせており、県全体の多文化共生や人権尊重の姿勢に一貫性を欠く「政策の空白」を生み出していると見られ、知事のリーダーシップが問われています。

●そこで知事に伺います。川崎市では、罰則を伴う実効性の高い差別禁止条例が施行されています。ヘイトスピーチは川崎市に限らず、横浜市・相模原市でも起きており、県内全域で起こりうる問題です。居住地によって人権保障に差があってはならないと考えますが、県として、川崎市と同様の、実効性ある差別禁止条例を制定する必要性について、見解を伺います。

最近の事例として、横浜市で開催されたアフリカ開発会議(TICAD)に関連した「ホームタウン」認定を巡るデマが SNS 上で拡散されましたが、これは事実無根であり、国際交流事業と移民政策は無関係であると関係自治体の首長や外務省が明確に否定しました。この事例は、国際的なイベントが開催される神奈川県において、いかに容易に差別的なデマが生まれ、拡散されうるかを示しており、県が主体的に、事実に基づいた正確な情報を迅速に発信し、社会の分断を防ぐ必要性を浮き彫りにしています。

したがって知事が排外主義に対し「違和感がある」と表明するという受動的な姿勢では、悪意ある情報を打ち消すには不十分です。県は、排外主義に対し受動的な姿勢を改め、明確で分かりやすい情報提供、迅速なファクトチェック、ポジティブなメッセージ、「公平性のための措置」の理念まで踏み込んだ説明と毅然としたメッセージの発信といった能動的な広報戦略を展開する必要があると考えます。

●そこで知事に伺います。今後、多文化共生の推進など県の施策推進と相反する、事実に基づかない情報が流布された際に、誤情報を積極的に否定し、事実関係を分かりやすく県民に伝えるための、ファクトチェック体制の構築と発信、SNS でのキャンペーン等、具体的な対応を広報戦略に位置づけ、実行する必要があると考えますが知事の見解を伺います。

中井やまゆり園元利用者の死亡事案を受けた県の対応と今後の障害福祉の在り方について

2024 年 7 月、千葉県長生村で重度の知的障害がある男性が父親によって殺害されるという痛ましい事件が起きました。このご家族は、かつて神奈川県小田原市に居住し、県の障害者支援施設である中井やまゆり園を利用していましたが、支援が十分に受けられず、県外へ転居されたと報じられています。この悲劇を受け、県が設置した検証チームは 2025 年 6 月に報告書を公表しましたが、その内容は、支援体制における一連の構造的欠陥を浮き彫りにするものでした。

報告書では、生命の危険が差し迫っている場合、市町村長は「やむを得ない事由による措置」を検討すべきであったと指摘しています。しかし、行政は「そこまでの認識には至らず」、利用可能な支援策を探して奔走するに留まりました。この「最後の砦」が機能しなかった背景には、県立施設が担うべき機能・役割が曖昧化し、独立行政法人化や民間に丸投げする県の姿勢があると言わざるを得ません。民間施設は、受け入れが難しいと判断すれば、その提供を拒否することが可能です。これに対し、これまで県立施設は、民間では困難な障がい者を受け入れる役割を持っていました。県がその責任を放棄し、民間施設に多くを委ねる姿勢は、このような悲劇を招く土壌を作っているといえると思います。

報告書は、強度行動障害のある人を在宅で支えるサービスが質・量ともに不足していると指摘しました。しかし、その一方で、県内に多く入居待機者がいるにもかかわらず、県立中井やまゆり園が「長期入所の新規受け入れを停止」していたという、県の極めて重要な政策決定について一切触れていません。これは、実質的なサービス削減にほかならず、今回の事件の背景にある構造的な問題の一つです。地域生活移行の理念は重要ですが、圧倒的に施設が足りていない現状で、県として県立施設を減らしたり、新規受け入れ停止をすることは、県の役割の放棄であり許されません。

●そこで知事に伺います。報告書では施設入所を必要とする強度行動障害者のサービスが絶対的に不足し入所待機者が多くいるにもかかわらず、県立中井やまゆり園の「長期入所の新規受け入れ停止」という県の政策決定について、報告書がこの決定に踏み込まなかった理由と、長期入所の新規停止が県内の入居待機者及びサービス提供体制に与えた影響について、県としてどのように総括しているか見解を伺います。

家族が県外へ転居した後、支援の継続性を確保するためのフォローアップが足りなかったと指摘されています。ご家族は、複数の支援機関に相談していたにもかかわらず、結果として孤立を深めていきました。これは、介護保険制度におけるケアマネジャーのように、利用者の状況を包括的に把握し、複数のサービスを調整・連携させる、相談支援の「かなめ」となる機能が決定的に不足していたことを示唆しています。障害分野では相談支援員がその役割を担うことが想定されますが、同時に成育歴など以前からの状況をきちんと把握する役割も重要で、その機能が十分に発揮できなかったことは、重要な教訓とすべきです。

●そこで知事に伺います。県として、この「かなめ」となる相談機関はどこが担うべきと考えるのか見解を

伺います。また障害分野におけるケアマネジャーのような役割を実質的に機能させるため、相談支援体制をどのように強化していくのか、具体的な対策を伺います。

報告書の公表はゴールではなく、スタートです。知事に問われているのは、これらの提言を、誰の責任で、いつまでに、どのような予算で実行されるのかという具体的な実行計画です。

事件の根底には、強度行動障害という最も支援が困難な人への支援体制が、社会全体として脆弱であるという現実があります。不眠や自傷・他害行為が続く状況は、高齢の家族だけで 24 時間支え続けることは不可能に近く、家族が求めた長期入所施設という支援の「受け皿」が決定的に足りていません。地域生活移行を推進するならば、それに伴いグループホームや居宅介護、24 時間対応が可能な重度訪問介護の整備が不可欠であるにもかかわらず、現状ではこれらの整備はまったく足りません。その最大の理由は、処遇の困難性とともに専門性を持った担い手の不足、また介護・障害福祉分野の報酬体系を含む制度にあります。

また、県はこれまで、利用者のニーズ調査を十分に行っていないことも大きな課題です。県民がどのような支援を必要としているのかを把握しないままでは、実効性のある政策立案は不可能です。

●そこで知事に伺います。強度行動障害など、最も支援が困難な人々を受け入れるグループホームや居宅介護、重度訪問介護といった地域資源を拡充するための、具体的な数値目標と予算計画をしめしてください。

その整備が進まない最大の障壁である処遇の困難性とともに専門性を持った担い手の不足を解消するため、介護・障害福祉分野の報酬体系を抜本的に見直す考えはあるのか伺います。さらに、現在実施中である待機者数を含む『障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査』の結果を受け、サービス提供量をどのように改善していくのか、あわせて見解を伺います。

報告書で使われている「リスクを認識」したが、措置入所が必要という「認識には至らず」という表現は、この問題の根深さを示唆しています。

津久井やまゆり園事件以降、県は「地域生活移行」を推進してきましたが、今回の事件は、地域の支援体制が整う前に施設のセーフティーネット機能を縮小することの危険性を示しました。報告書にある「リスクを認識」したが措置入所に必要な「認識には至らず」という表現は、行政が最後の砦として機能しなかったことの証左です。追いつめられた家族にとって、たとえ一時的であっても緊急避難できる入所施設は、文字通り「最後の砦」です。

●そこで知事に伺います。現在の県の「地域生活移行」政策が、結果として最も支援を必要とする人々のセーフティーネットを後退させていないでしょうか。また、「どんなに困難でも最後まで支える」という県立施設が本来持つべき「命の砦」としての機能と役割、県が負うべき最終的な責任について、知事はどのように認識しているか伺います。

また地域生活移行の理念は、緊急時に命を守るためのセーフティーネットの確保という前提があつてこそ進められると考えますが、見解を伺います。

川崎ストーカー殺人事件の教訓と県警の組織的課題の克服について

令和 7 年 4 月、川崎市で 20 歳の女性が元交際相手に殺害されるという、痛ましい事件が発生しました。被害者は事件前に複数回、県警に相談していましたが、最悪の結果を防ぐことはできませんでした。県警が設置した検証チームの報告書は、個々の警察官の判断ミスに留まらない、深刻な「組織的・構造的課題」があったと結論付けています。

まず危険性の過小評価と初動対応の不備についてです。被害者は事件前、つきまとい行為について少なくとも 9 回にわたり電話で相談していました。しかし、対応した警察官は危険性・切迫性を過小評価し、県警の対処要領で定められた「人身安全関連事案」として認知せず、署長や本部への速報、相談内容の記録化といった基本的な初動対応を怠ったとされています。

人身安全関連事案に限らず、被害届を受理しないという対応は、県民の警察に対する信頼を根底から揺るがす問題です。被害届を受け取らないという対応は、私自身も加賀町や鶴見警察署で経験しています。

●そこで警察本部長に伺います。今後、被害届を受け取らないという対応はなくなるのでしょうか。被害の訴えがあった際に、まず被害届として受理した上で捜査や対応の要否を判断するという、本来あるべき対応を徹底すべきと考えますが、警察本部長の見解を伺います。

次に署対処体制の形骸化・機能不全です。報告書は、署長をトップとする「署対処体制」が形骸化し、生活安全課と刑事課の情報共有や連携が不明確であったと指摘しています。これにより、断片的な情報が集約されず、事態の全体像を把握して危険性を正しく評価する機会が失われたと分析されました。

●そこで警察本部長に伺います。署及び本部の対処体制の「形骸化・機能不全」について、なぜ定められたはずの対処要領が遵守されず、組織が機能しなかったのか、その根本原因についての警察本部長の見解を伺います。

これらの問題点は、前回の大山議員の一般質問で日本共産党県議団が指摘した人員体制や研修の課題と深く関連していると考えます。個々の警察官が基本的な対処要領すら遵守できなかった背景は、人身安全関連事案の担当者が抱える膨大な案件数によるマンパワー不足や、全ての署員に危機意識と対処能力を浸透させるための実質的な研修が不足しているという構造的課題があると考えます。

●そこで警察本部長に伺います。報告書は、対処要員の意識が希薄だったと指摘していますが、現在の研修内容は十分であるとの認識でしょうか。また、報告書で示された再発防止策を実践するにあたり、どれくらいの人員が必要であり、実際に何人の増員を予定しておられるか、伺います。

そして知事が指摘するように、警察が DV やストーカー事案を認知した際に、県の福祉部局が持つ一時保護などのセーフティーネットへ迅速かつ確実につなぐ仕組みも不可欠だと思います。今回の事件では、警察組織内の課題に終始し、被害者の安全を物理的に確保するという視点での他機関との連携が決定的に欠けていました。

●そこで知事は、本事案を受けて、特別チームを立ち上げるとのことですが、要となる責任者を含めた体制や役割、権限についてはどのように考えているのか伺います。

法人二税超過課税の使途について

県は、令和 7 年 10 月に期限を迎える法人二税の超過課税措置を 5 年間延長する条例改正案を提案しています。その目的は、「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」、「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」という 3 つの特別な財政需要への対応があげられました。知事は、この延長と活用目的について、多くの法人や経済団体から理解を得られたと説明しており、過去の実績として、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間で、超過課税により約 1,255 億円の財源が確保され、経済対策や災害対策などに活用されたとしています。

大企業等への超過課税そのものは、応能負担の原則に基づき税の公平性を追求するものであり、基本的に賛同できるものです。しかし、問題となるのは、その貴重な財源の使途です。

「災害に強い県土づくりの推進」が県民の安全・安心に直結する喫緊の課題であり、引き続き優先的に取り組むべきであることに異論はありません。しかし、「経済対策」の中身や、「幹線道路の整備」といった大規模公共事業については、その必要性や費用対効果を慎重に検証する必要があります。夏の猛暑から生徒の健康を守るための県立高校体育館へのエアコン設置や、予算が早々に上限に達している太陽光パネル設置や省エネ改修への補助など、県民の生活に直結し、かつニーズの高い課題が山積しています。

限られた財源をどこに重点的に配分するかは、極めて重要な政治判断です。大規模事業もさることながら、まずは県民の暮らしの向上や安全確保に資する分野へ、この貴重な財源を充当すべきです。

●そこで知事に伺います。この貴重な税収を、県民の多様なニーズに応えるために、災害対策のさらなる強化はもとより、文教施設の整備や補修、高齢者支援、障害者支援、再生可能エネルギーの推進、地域環境保全など、より優先度の高い分野に活用するべきと考えますが見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び教育長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和7年9月18日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

みどりの食料システム戦略の推進のために

あらかじめ、本質問趣意書は慣行農業を否定・批判するものではないということ。そして、限りある生産基盤の中でわが国の食料を確保し、命の源である食生活を支えてくださっている生産者の皆様に最大限の敬意を表することを申し述べます。

わが国は、添加物天国・農薬天国・GMO(遺伝子組換え食品)天国などと揶揄されることが多々あります。さらに、食品表示ガイドラインの変更によって、いったいどのようなものを食べているのかが判らないようになりがちです。

農林水産省は4年前に「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、有機農業の奨励を表明。

2050年までに目指す姿と取組方向として、「低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減」や「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大」などを掲げています。

有機農業とは。

有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

農薬や化学肥料による環境汚染や作物の残留農薬は、人体への悪影響が心配されることで、たびたび問題にもなります。残留農薬の悪影響は、すぐに表面化するものでもなく、体内で蓄積されることにより、いずれ様々な症状が表れるもの。近年、ミツバチや赤トンボの激減などが話題になる中、このまま慣行農業を継続すれば、今は大丈夫でも、いつか人間にとっても閾値に達するのではないか、と私は懸念します。

そのような折、国では農薬取締法の改正により、すべての農薬について、最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価を行う仕組みを導入。令和3年度には、仏国や白耳義など一部の国や地域で使用が禁止されている除草剤のグリホサートや、EUなどで使用が規制されているネオニコチノイド系殺虫剤の再評価を開始。しかし現在も再評価中で、結果はまだ出ていません。

遺伝子組換え(GM)食品。

消費者庁によると、遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質をもたせる技術を用いて開発された作物及びこれを原料とする加工食品です。

第一世代組換え食品は、作物に除草剤耐性、病害虫耐性、貯蔵性増大などの形質が導入されたもので、生産者や流通業者にとっての利点を重視した開発。

第二世代組換え食品とは、医薬品としての利用や、栄養価を高めたり、食品中の有害物質を低減させるなど、消費者にとっての直接的な利益を重視した開発。

食料自給率の低いわが国では、国内需要を海外からの輸入に依存しているため、すでに輸入され

る農産物の8割程度がGM品種であると推測されるとのデータもあり、その量は、コメの年間消費量の2倍を超えるとされています。遺伝子組換え食品が無ければ、わが国の食生活は成り立たないのが現実です。

ゲノム編集食品。

国内では経済拡大の成長戦略の一つにもなり、民間企業や大学での研究も盛んに行われ、実際の商品開発にもなり、ビジネスになっています。そして、わが国では食品表示の義務はありません。

また、EUではゲノム編集食品は、遺伝子組換え食品と同じ扱いになっています。

農薬・化学肥料・遺伝子組換え・ゲノム編集などには、メリットもデメリットも存在します。ネガティブな意見も多くあります。遺伝子組換えやゲノム編集については、専門家の間でも賛否両論、意見の分かれるところです。研究者たちは食料確保のため日々研究を重ね、物凄いスピードで開発を進めてくれているものの、未知の領域のものでもあり、実際に、完全な安全性が確立されていると断言出来ないものもあるのではないかと考えます。

農薬については、どんなに薄めた農薬であったとしても、少なからず副作用は存在すると考えます。また、使用拡大に伴い、薬剤への抵抗性を有する害虫や雑草が増加することで、さらなる使用拡大の恐れも懸念されます。

しかし農薬や化学肥料を使えば、生産性は向上。遺伝子組換えやゲノム編集も同様。これらを全否定し排除することは非現実的です。ハイリスク＝ハイリターンと言っても過言ではないと思います。

国内の農業生産者は年々高齢化が進み、今後なお一層の担い手減少が見込まれ、労働力不足等の生産基盤の脆弱化が深刻な課題となっています。同時に、農業政策的に食料自給率を上げることが求められていますし、安全保障上、必須です。そのための農薬も化学肥料も、農業従事者人口が減る中で、食料自給率を維持し向上させるためには、現状これらを使わざるをえません。

米国や仏国ではオーガニックは流行っています。欧州でも減薬傾向で、農薬に対する訴訟も相次いでいます。欧米では、民間で NON-GMO(ノー遺伝子組換え作物)傾向も見受けられます。

欧米のトレンドを知らないはずはないにもかかわらず、わが国は農薬に依存しています。しかし、依存から脱却出来るのであれば、それに越したことはありません。

まさにジレンマです。「0か100か」「All or Nothing」ではなく、現実論で向き合わなければならないテーマです。理想と現実とは遠く乖離しています。

しかし、有機農業は大変です。手間も時間も掛かるゆえに、とかく高価になりがちです。生産量も上がらないため高価になってしまいます。虫の喰った野菜は、見栄えだけの理由で消費者に敬遠されることもあります。だから主流になりづらいのです。

農家さんに有機農業について訊きました。「多くの手間が掛かって無理、簡単に出来るものではない」とのこと。それが厳しい現実です。

みどりの食料システム戦略を推進させ、有機農業を普及させることについて。

みどりの食料システム戦略推進総合対策では、持続的な食料システムの構築に向けたモデル的先進地区の取組の横展開として、交付金の予算措置が施されています。その中には【有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点づく

り、有機農業を広く県域で指導できる環境整備、慣行農業から有機農業への転換促進】および【有機農業拠点創出・拡大加速化事業：有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点(オーガニックビレッジ)づくり及び有機農業を広域で指導できる環境整備】があります。

また、みどりの食料システム戦略の実現に向けた関係府省庁連携の取組～「見える化」農産物や有機農産物の活用推進【学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究】として予算計上されています。

このように、みどりの食料システム戦略には「学校給食」が明確に示されています。

そこで、予防原則の適用を提案します。

予防原則とは、環境保全や化学物質の安全性などに関し、環境や人への影響および被害の因果関係を科学的に証明されていない場合においても、予防のための政策的決定を行う考え方です。

しかし、原則という言葉が強い意味を持ちやすいがゆえに「疑わしきは全て禁止すべき」との極論を想定しやすく、行政当局はこの言葉の使用に慎重であり、予防的な取組方法という言葉の方が馴染むらしいとのこと。なお、EUでは予防原則の概念を、化学物質や遺伝子組換えなどによる食品の安全など健康面においても拡大適用しはじめています。

子供たちは、わが国の宝です。だからこそ、子供たちに予防原則を適用させるべきと考えます。

そして学校給食の食材を有機農産物に切り替えて行くことで、「子供たちへの予防原則を施すこと」と、「慣行農業の有機農業化を支援すること」の二つを同時に手に入れることが出来ます。

ちなみに全国では令和5年度末時点で、すでに278市区町村が学校給食で有機食品を利用しており、それは急増中です。

そこで教育長に伺います。

- 子供向けに予防原則を適用させ、県内の学校給食の食材に、生産者の見える地産地消の有機農産物(オーガニック)を推奨したいと考えます。何から何まで100%を賄うことは非現実的であるものの、少しずつでも拡大させてもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。
- あわせて、食育の中で「有機農業(オーガニック)」と、その「メリットとデメリット」が理解出来るよう取り組んでももらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

医食同源。食については、「未病施策」と「予防原則・予防的な取り組み」は親和性があるがゆえに、未病施策の推進にも資するものであり、さらに、農薬・化学肥料・遺伝子組換え・ゲノム編集などについては、リスクをゼロにするための研究の余地はこれからも無限にあるがゆえ、成長産業としても無限の可能性あります。よって本県の未病施策の中核となるよう、腰を据えて取り組んでももらいたいと考えます。

そこで知事に伺います。

- 有機農業とともに、リスクを軽減させるための施策を促進してもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 5 年 9 月 1 8 日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 柳瀬 吉助

行政改革について

先日の令和8年度当初予算編成方針の発出を機に、行政改革について伺います。

当該方針には「スクラップ・アンド・ビルド」「EBPMの推進」といった言葉が並んでいます
が、毎年繰り返される常套句にとどまり、どれだけ前進したのかが見えにくい状況です。本県
の財政は依然として約 500 億円の不足が見込まれるとされており、実効性ある改革と成果
の「見える化」が求められています。

私はこれまでも、人口減少と人材制約の中で質の高い行政サービスを維持するためには、
単なる効率化や委託だけでは不十分であり、時代に合わなくなった事業の廃止を含めた徹
底した見直しが必要だと訴えてきました。

昨年には、知事自ら「知事肝いり事業に対しても気遣いは不要」「断捨離を実現した職員
を高く評価する」と職員に向けて発信されたことは、大変意義深く評価しています。

しかし現実には、例えばEBPMを掲げながらも、対象が数百人程度にとどまる小規模事業
も散見されます。予算規模は小さくとも積み重なれば大きな財政負担となり、人的資源も分
散させてしまいます。県民約 920 万人を対象とする広域自治体において、本当に必要な事
業かを厳しく精査し、場合によっては思い切って廃止・統合すべきです。そしてそこで生み出し
た財源を集約し、県民に効果を実感していただける大規模で意義ある施策へ振り向けるな
ど、集中と選択の戦略が必要だと考えます。

そこで、以下の点について、知事の見解を伺います。

1. 事務事業見直しの成果については、令和 6 年第 1 回定例会の私の予算委員会の質問
で、「デジタル技術や民間活力の活用、業務プロセスの見直しといった視点に分けて点
検し、分かりやすく伝わるよう見せ方を工夫して公表する」との答弁があったが、令和6
年度の成果は実際に工夫して公表したのか。
2. その令和6年度の成果自体は、当初の予定と比較してどのように評価しているのか。
3. 知事が職員向けに発信されたメッセージの結果として実際に、知事肝いり事業の廃止
や、ダイナミックな見直しを行った職員を高く評価した具体的事例はどのようなものがあ
ったのか。
4. 「スクラップ・アンド・ビルド」「EBPMの推進」にあたって、例えば、対象者の規模、県民
の実感度、広域行政としての適切性など、更に具体的な基準や方針を示し評価・査定す
ることで、実効性をより高めるべきだと考えるが、どのように取り組むのか。